

八代市監査委員公告第6号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況を、別紙のとおり公表します。

令和7年4月25日

八代市監査委員	江	崎	眞	通
八代市監査委員	上	原		治
八代市監査委員	北	園	武	広

定期監査結果に対する

措置状況

(令和7年4月)

八代市監査委員

目 次

措置の内容

【令和6年度実施分】

◆ 鏡支所地域振興課	1
◆ 鏡支所産業建設課	2
◆ 東陽支所産業建設課	3
◆ 健康福祉政策課	4
◆ 介護保険課	5
◆ こども未来課	6
◆ 国保ねんきん課	8
◆ 健康推進課	10

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 鏡支所地域振興課
監査対象年度 令和5年度
監査実施期間 令和6年4月8日 ～ 令和6年5月13日

指摘事項	<p>(ア) 令和4年度の鏡地域福祉センター実費徴収金について、令和4年4月から令和5年3月使用分の光熱水費等に基づき、令和5年3月31日付けで調定し、令和5年4月14日付けで納入通知を送付してあり、令和4年度の歳入として収入されていた。</p> <p>調定の日と納入通知書等を発した日の会計年度が異なる場合、納入通知書等を発した日の属する年度の歳入とするのが適正であり（地方自治法施行令第142条第1項第2号）、この場合は令和5年度の歳入とすべきであった。</p> <p>歳入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で収入事務を行っていただきたい。</p> <p>【類似案件】 自動販売機電気代（鏡町母子寡婦福祉会、サントリービバレッジソリューション株式会社）※地方自治法施行令第142条第1項第3号</p>
改善内容	<p>ご指摘のあった収入事務については、3月分（4月支払い分）の光熱水費等の執行額が全て確定してから実費徴収金を算出していたため、翌年度4月に納入通知書の発行を行っており、令和5年度においても同様の処理となっておりました。</p> <p>令和6年度分からは、年度内に市に請求があり債務が発生した執行済額に基づき実費徴収金を算出し、調定の日と納入通知書を発する日の会計年度が同一となるように事務を行い、納入通知書を発する日の属する年度の歳入とするよう改めました。</p> <p>今後は、適正な年度区分について課内で研修を行うとともに、当該簿冊の表紙の裏面に年度区分の取り扱いを記載した注意事項を貼るなど再発防止に努めます。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 鏡支所産業建設課
監査対象年度 令和 5 年度
監査実施期間 令和 6年 9月 6日 ～ 令和 6年10月16日

指摘事項	<p>(ア) 鏡ヶ池公園に設置されている自動販売機について、都市公園施設設置・管理許可の期限が平成31年3月31日までとなっているものが、継続して設置されている状態となっていた。</p> <p>都市公園法第5条第1項及び第2項に基づき、許可の手続を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>(ア) 指摘事項については、相手方に事情を説明し申請書の提出を求め、許可書の発行を行いました。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 東陽支所産業建設課
監査対象年度 令和5年度
監査実施期間 令和 6年 9月 6日 ～ 令和 6年10月16日

指摘事項	<p>八代市定住センター及び農産物加工施設の利用許可や森下歴史水辺公園（ふれあい広場）の普通公園内行為許可において、利用申請がそれぞれの条例の施行規則で定められた申請期間外に行われたにもかかわらず、申請を受理し、許可が行われていた。</p> <p>八代市普通公園条例施行規則、八代市定住センター及び農産物加工施設条例施行規則に基づき、行政財産使用許可申請の受付及び許可を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>八代市定住センター及び農産物加工施設の利用許可については、八代市定住センター及び農産物加工施設条例施行規則第2条に基づき、利用をしようとする日の1月前から当該利用しようとする日から起算して5日前までに利用許可申請を受理するように令和6年10月17日以降申請分より改善しました。</p> <p>森下歴史水辺公園の普通公園内行為許可については、八代市普通公園条例施行規則第2条に基づき、利用をしようとする日の属する月の前月の初日から当該利用しようとする日の前日までに行政財産使用許可申請の受付及び許可を行うように適正な事務執行を行うよう令和6年11月5日許可証分より改善しました。</p> <p>今後は、八代市定住センター及び農産物加工施設条例規則、八代市普通公園条例施行規則を遵守し、適切に取り扱います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 健康福祉政策課
監査対象年度 令和 5 年度
監査実施期間 令和 6 年 1 1 月 2 0 日 ～ 令和 6 年 1 2 月 1 8 日

指摘事項	<p>八代市総合福祉センターの窓口業務の委託について、平日の委託契約が締結されておらず、平日の窓口業務は、別の施設の窓口業務従事者に契約に基づかず、慣例的に兼務させる状態となっている。また、土日の窓口業務委託については、委託契約が締結してあるものの、実際の業務内容にそぐわない契約内容となっていた。</p> <p>八代市総合福祉センターの窓口業務委託について、委託する業務内容に即した契約書及び仕様書を作成し、適切な状態となるよう改善していただきたい。</p>
改善内容	<p>八代市総合福祉センターの平日の窓口業務については、憩いの家を所管する高齢者支援課と協議を行い、これまで通り隣接する老人憩いの家と一体的に管理できるよう、令和 7 年度から仕様書及び契約書に明記することとしました。また、土日の窓口業務委託につきましても、実際の業務に即した仕様書及び契約書としました。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 介護保険課
監査対象年度 令和5年度
監査実施期間 令和7年1月8日 ～ 令和7年1月31日

指摘事項	<p>本市と熊本県国民健康保険団体連合会の間において、高額介護サービスデータの削除に関する情報伝達が確実に行われていなかったことにより、高額介護サービス費の支給誤り（二重払い）が発生した。</p> <p>熊本県国民健康保険団体連合会との情報伝達手段の確実性を向上させるほか、熊本県国民健康保険団体連合会から送付される支給決定情報と市で保有する支給決定情報の突合を行い、相違がないか確認するようにはしていただきたい。また、今回の支給誤りを受けて実施する再発防止の対策については、現行の事務処理マニュアルに加筆し、事務引継ぎを確実に行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった高額介護サービス費の支給誤りに対する再発防止策については、情報伝達を確実に行うため、これまで電話で行っていた熊本県国民健康保険団体連合会とのやり取りをデータでのやり取りに見直しました。</p> <p>あわせて、支給事務の最終段階において、「熊本県国民健康保険団体連合会から送付される支給決定情報」と「市のシステムで処理した最終的な支給決定情報」に相違がないかの確認を追加して行うとともに、現行のマニュアルにこれらに関する事項を追記しました。</p> <p>今後は、改訂後のマニュアル等に基づき、適正に支給事務を処理するとともに、適宜適切に事務引継ぎ等を行います。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 こども未来課
 監査対象年度 令和5年度
 監査実施期間 令和7年1月8日 ～ 令和7年1月31日

指摘事項	<p>市内の団体に対する事業費補助金の交付において、慣例的に前年度に交付した補助金と同額を当該年度の補助金として交付しているものがあつた。この補助金は、補助金交付要領に補助対象経費や補助率の定めがなく、団体からの実績報告において領収書等の支出を確認することができる書類の添付も行われていなかった。</p> <p>補助金交付要領を改正し、適正に補助金交付を行うことができるよう見直しを行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>ご指摘のありました市内の団体に対する事業費補助金の交付については、補助金交付要領の改正を行い、補助対象の事業や経費を明確に決めました。今後は補助金交付要領に従い、適正な補助金交付を行います。また、団体からの実績報告の際には、団体に領収書等の支出書類の添付を求め、補助対象経費の確認を行います。</p>

指摘事項	<p>市内の団体に対する事業費補助金の交付において、補助金交付決定通知の日付が予算執行伺を作成する前の日付となっているものがあつた。また、その中には、補助金交付決定通知の日付が補助金交付申請の前の日付となっているものがあつた。</p> <p>補助金交付決定通知は、予算執行伺を作成した日以後に発出していただきたい。</p>
改善内容	<p>ご指摘のありました市内の団体に対する事業費補助金の交付については、予算執行伺の決裁後に補助金交付決定通知を発出する等、適正な事務処理を行います。</p>

指摘事項	<p>所管施設の清掃作業を発注するに当たり、作業回数を年2回と示して3者から見積書を徴し、執行予定額の範囲内で見積りが行われていたが、その際は発注を行わず、後日、作業回数を年1回と示して改めて同じ3者から見積書を徴し、発注を行っていたものがあった。</p> <p>見積業者や第三者に疑義を抱かれないように発注業務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>ご指摘のありました発注業務については、見積徴収後に仕様変更が必要となったため、発注を取りやめたものですが、経緯が不明瞭なものとなっていました。今後は、見積業者や第三者に疑義を抱かれないよう、仕様や見積徴収、発注、契約等において、適正な事務処理を行います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 国保ねんきん課
監査対象年度 令和 5 年度
監査実施期間 令和 7 年 1 月 8 日 ～ 令和 7 年 1 月 3 1 日

指摘事項	<p>八代市国民健康保険人間ドック情報提供報奨金の受取口座として、マイナンバーとともに国に登録している預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）が利用されていた。</p> <p>公金受取口座を利用して受け取ることができる給付金等については、法律で規定されており、国民健康保険に関するものでは、国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の還付が対象となっている。本報奨金は、国民健康保険法による保険給付ではなく、市独自で給付している報奨金であることから、公金受取口座を利用して受け取ることができない。</p> <p>速やかに運用の見直しを行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>ご指摘のあった八代市国民健康保険人間ドック情報提供報奨金の請求書様式のマイナンバーとともに国に登録している公金受取口座を利用する旨の選択肢の記載につきましては、記載を削除し請求書を改正しました。（令和7年3月25日改正）</p>

指摘事項	<p>葬祭費の支給対象でない世帯に誤って葬祭費を支給し、2件の返納が発生していた。</p> <p>人的ミスによる誤支給を防止するために、マニュアルの整備や職員への周知、チェック体制の強化等の対策を徹底し、支給誤りのないようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>ご指摘のあった葬祭費を含めた BIB による支払いにつきましては、振込先口座データ作成の業務マニュアルを充実させ、作業エラーを生じさせないよう改善しました。また、確実に引継ぎを行い職員へ周知いたします。併せて、支給決定の決裁の際に、決裁文書に添付されている紙ベースのデータと実際の口座データの確認を行うことでチェック体制の強化に努めます。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 健康推進課
監査対象年度 令和5年度
監査実施期間 令和6年11月20日 ～ 令和6年12月18日

指摘事項	<p>八代市保健センターで徴収した施設使用料と冷暖房使用料について、現金を受領した後、長いもので約2か月間八代市保健センター内の金庫で保管してあった。</p> <p>八代市会計規則第14条の規定に基づき、適切な歳入金の取扱いを行っていただきたい。</p> <p>あわせて、公金等取扱マニュアルの見直しを行うとともに、職員に対し適正な歳入金の取扱いについて周知していただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘事項については、現金受領後、当日又は翌日までに指定金融機関等に納入するよう公金取扱マニュアルの改訂を行い職員に周知し、適正な歳入の取扱いとなるよう改善しました。</p> <p>今後は、八代市会計規則第14条の規定及び公金取扱マニュアルに基づき、適正な歳入金の取扱いを行います。</p>